

吸収分割に関する事後開示書面

(吸収分割に関する事後備置書面)

2026 年 8 月 1 日

株式会社トライアルホールディングス

株式会社トライアルリアルエステート

2026 年 8 月 1 日

福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
株式会社トライアルホールディングス
代表取締役社長 永田 洋幸

福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
株式会社トライアルリアルエステート
代表取締役社長 矢野 定利

吸収分割に関する事後開示書面

(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 2 項及び会社法施行規則第 201 条に基づく事後開示書面)

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示書面)

株式会社トライアルホールディングス（以下「吸収分割承継会社」という。）及び株式会社トライアルリアルエステート（以下「吸収分割会社」という。）は、2026 年 6 月 23 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の株式会社トライアルゴルフ&リゾートの管理事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。よって、下記記載のとおり、本件分割に関する事後開示をいたします。

なお、本件分割は完全親子会社間の無対価での吸収分割につき、吸収分割承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割、吸収分割会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式吸収分割となります。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2026 年 8 月 1 日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過

本件分割に係る債務の承継は、重畳的債務引受の方法によっているため、本件分割に関し、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

吸収分割承継会社にて、本件分割は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

吸収分割承継会社にて、本件分割は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条の規定に従い、2026 年 6 月 26 日付の電子公告及び同日付の官報により、債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である 2026 年 8 月 1 日をもって、2026 年 6 月 23 日付で締結した吸収分割契約書の定めに従い、株式会社トライアルゴルフ&リゾートの管理事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 本件分割による変更の登記をした日

2026 年 8 月 3 日（予定）

6. 上記のほか本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上